

福岡県医第463号(地)

平成19年 6月15日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 横 倉 義 武
(公印省略)

「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について」
等の一部改正通知等の送付について

療養病床等の転換支援に関する施策の一環として、今般、一般病床や療養病床等から転換する介護老人保健施設等に関し、「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準」等の省令の一部改正が行われ、併せて関係通知につきましても一部改正通知が別紙1のとおり出されました。

また、同日、病床の転換に伴う病院又は診療所と介護老人保健施設等の併設に関し、施設及び設備等の共用に関する取扱い等について、「病床の転換に伴う病院又は診療所と介護老人保健施設等との併設について」として、従来からの運用を緩和する旨の通知が別紙2のとおり出されました。

これら通知に関し、厚生労働省より日本医師会に協力方依頼があった旨、別紙のとおり通知がありましたので、会員各位への周知方よろしくお願い申し上げます。

また、当該通知等の内容に関し、厚生労働省よりQ&Aが別紙3のとおり出されており、特に、病床転換に伴う病院又は診療所と介護老人保健施設等との併設における施設、設備等の共用に関し、Q&A(問6及び7)において、出入口や階段、エレベーター等の取扱いが示されておりますので、ご参照いただきますようお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

担当理事 蒲池 壽



都道府県医師会長 殿

日本医師会長
唐澤 祥 人

「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について」等の一部改正通知等の送付について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は会務運営に関し、格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省は、療養病床等の転換支援に関する施策の一環として、今般、一般病床や療養病床等から転換する介護老人保健施設等に関し、「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準」等の省令の一部改正を行ったところであり、併せて関係通知につきましても一部改正通知を発出しております。

また、同日、病床の転換に伴う病院又は診療所と介護老人保健施設等の併設に関し、施設及び設備等の共用に関する取扱い等について、「病床の転換に伴う病院又は診療所と介護老人保健施設等との併設について」として、従来からの運用を緩和する旨の通知を発出したしました。

これら通知に関し、厚生労働省より本会宛に協力方依頼がありましたので、貴会におかれましてもご了知いただくとともに、会員への周知方よろしくご高配いただきますようお願い申し上げます。

また、当該通知等の内容に関し、厚生労働省より Q & A が発出されておりますので、参考資料としてお送りいたします。とくに、病床転換に伴う病院又は診療所と介護老人保健施設等との併設における施設、設備等の共用に関し、Q & A（問 6 及び 7）において、出入り口や階段、エレベーター等の取扱いが示されておりますので、ご参照いただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

添付資料

- ・「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について」等の一部改正の送付について
(老老発第 0531002 号 平 19. 5 .31 厚生労働省老健局老人保健課長通知)
- ・病床の転換に伴う病院又は診療所と介護老人保健施設等との併設について
(医政発第 0531004 号 平 19. 5 .31 厚生労働省医政局長通知)
- ・「療養病床転換支援策（施設基準に係る経過措置等）等関係 Q & A」の送付について
(事務連絡 平 19. 5 .31 厚生労働省老健局老人保健課)

以上



老老発第 0531002 号
平成 19 年 5 月 31 日

社団法人日本医師会会長
唐 澤 祥 人 殿

厚生労働省老健局老人保健課



「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について」
等の一部改正の送付について

標記につきましては、別添の通知を平成 19 年 5 月 31 日付けで各都道府県、
指定都市及び中核市介護保険主管部（局）長あて通知しましたので、お知らせ
いたします。

つきましては、通知の趣旨をご理解の上、引き続き御協力くださいますよう
お願い申し上げます。



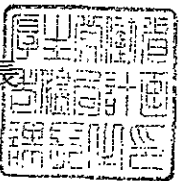
老老発第 0531001 号
老計発第 0531001 号
平成 19 年 5 月 31 日

都道府県
各 指定都市 介護保険主管部（局）長 殿
中 核 市

厚生労働省老健局老人保健課長



厚生労働省老健局計画課長



「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について」等の一部改正について

「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 11 年厚生省令第 39 号）、「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準」（平成 11 年厚生省令第 40 号）及び「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 18 年厚生労働省令第 34 号）の一部が平成 19 年 5 月 31 日に改正されることに伴い、関係通知の一部を下記のとおり改正し、同日より適用することとしたので、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

記

- 1 「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成 12 年老企第 43 号）の一部改正
別紙 1 のとおり改正する。
- 2 「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について」（平成 12 年老企第 44 号）の一部改正
別紙 2 のとおり改正する。

- 3 「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」(平成18年老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331017号)の一部改正

別紙3のとおり改正する。

○ 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について（平成12年3月17日老企第43号、厚生省老人保健福祉局企画課長通知）（抄）

改 正 後	改 正 前
第3 設備に関する事項 4 経過措置等（基準省令附則第4条、第5条、第7条、第8条、第9条） 設備に関する基準については、以下の経過措置等が設けられているので留意すること。 (1)～(3)（略） (4) 病院の療養病床転換による食堂及び機能訓練室に関する基準の緩和 <u>一般病床、療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟を有する病院の一般病床、療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟を平成24年3月31日までの間に転換し、指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂の面積は、入所者1人当たり1平方メートル以上を有し、機能訓練室の面積は、40平方メートル以上であればよいこととする。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができるものとする。（附則第7条）</u> (5) 診療所の療養病床転換による食堂及び機能訓練室に関する基準の緩和 <u>一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を平成24年3月31日までの間に転換し、指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、次の基準のいずれかに適合するものであればよいこととする。（附則第8条）</u> 一 食堂及び機能訓練室の面積は、それぞれ必要な広さを有するものとし、合計して入所者1人当たり3平方メートル以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。 二 食堂の面積は、入所者1人当たり1平方メートル以上を有し、機能訓練室の面積は、40平方メートル以上を有すること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提	第3 設備に関する事項 4 経過措置（基準省令附則第4条・第5条） 設備に関する基準については、以下の経過措置が設けられているので留意すること。

供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。

- (6) 病院及び診療所の療養病床転換による廊下幅に関する基準の緩和
一般病床、療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟を有する病院の一般病床、療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を平成24年3月31日までの間に転換し、指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る廊下の幅については、内法による測定で、1. 2メートル以上であればよいこととする。ただし、中廊下の幅は、内法による測定で、1. 6メートル以上であればよいこととする。なお、廊下の幅は、壁から測定した幅でよいこととする。（附則第9条）

第5 ユニット型介護老人福祉施設

3 設備に関する要件（基準省令第40条）

(1)～(8) (略)

- (9) このほか、ユニット型指定介護老人福祉施設の廊下の幅については、第3の2及び療養病床等を有する病院等の療養病床等を平成24年3月31日までの間に転換する場合は、第3の4の(6)を準用する。

第5 ユニット型介護老人福祉施設

3 設備に関する要件（基準省令第40条）

(1)～(8) (略)

- (9) このほか、ユニット型指定介護老人福祉施設の廊下の幅については、第3の2を準用する。

○ 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について（平12年老企第44号）（抄）

改 正 後	改 正 前
第三 施設及び設備に関する基準 2 施設に関する基準 (1) ①・② (略) ③ (略) イ 次に掲げる施設については、併設施設との共用は認められないものであること。<u>ただし、病床の転換に伴い病院又は診療所と介護老人保健施設を併設する場合の診察室については、併設する当該病院又は診療所の診察室との共用を認めるものであること。</u> a 療養室 b 診察室 ロ・ハ (略) ④ (略) (2)・(3) (略) 3 構造設備の基準 (1)～(3) (略) (4) 廊下 ① 廊下の幅は、内法によるものとし、<u>手すりから測定するものとする</u>こと。 ②～③ (略) (5)～(7) (略) (8) 介護老人保健施設と病院等の施設を同一建物として建築する場合は、表示を明確にすること、壁や廊下の色等を変えること等により施設の区分を明確にすること。ただし、介護老人保健施設と病院等にそれぞれ専用の入口が設けられている場合については、それぞれに通じる建物の玄関、ホール、階段、エレベーター、廊下等は共用できるものであること。 (9) 同一階に、病院等と介護老人保健施設とが共存するものは原則として認められないこと。ただし、病院等又は介護老人保健施設の入所者が直接利用しない施設はこの限りでないこと。 (10) <u>(8)及び(9)にかかわらず、病床の転換に伴い病院又は診療所と介護老人保健施設とを併設する場合には、両施設の入所者の処遇に支障がな</u>	第三 施設及び設備に関する基準 2 施設に関する基準 (1) ①・② (略) ③ (略) イ 次に掲げる施設については、併設施設との共用は認められないものであること。 a 療養室 b 診察室 ロ・ハ (略) ④ (略) (2)・(3) (略) 3 構造設備の基準 (1)～(3) (略) (4) 廊下 ① 廊下の幅は、内法によるものとし、<u>手すりを含むものであること。</u> ②～③ (略) (5)～(7) (略) (8) 介護老人保健施設と病院等の施設を同一建物として建築する場合は、表示を明確にすること、壁や廊下の色等を変えること等により施設の区分を明確にすること。ただし、介護老人保健施設と病院等にそれぞれ専用の入口が設けられている場合については、それぞれに通じる建物の玄関、ホール、階段、エレベーター、廊下等は共用できるものであること。 (9) 同一階に、病院等と介護老人保健施設とが共存するものは原則として認められないこと。ただし、病院等又は介護老人保健施設の入所者が直接利用しない施設はこの限りでないこと。

いよう、表示等により病院又は診療所と介護老人保健施設の区分を可能な限り明確にすることで足りること。

(11) (略)

4 経過措置

(1)～(5) (略)

(6) 一般病床、療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の転換を行って介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る療養室の床面積は、平成24年3月31日までの間は、入所者1人当たり6.4平方メートル以上であればよいこととした。(基準省令附則第13条)

(7) 一般病床、療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成24年3月31日までの間に転換を行って介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る診察室については、当該介護老人保健施設の入所者及び併設される病院又は診療所の入院患者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該病院又は診療所の施設を利用することで足り、当該介護老人保健施設は有しなくてもよいこととした。(基準省令附則第14条)

(8) 一般病床、療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院の開設者が、当該病院の一般病床、療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟を平成24年3月31日までの間に転換を行って介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る機能訓練室の面積は、40平方メートル以上であればよいこととした。なお、当該転換を行って開設する介護老人保健施設がサテライト型小規模介護老人保健施設の場合にあっては、機能訓練室は、本体施設における機能訓練室を利用すれば足りることとした。(基準省令附則第15条第1項)

一般病床、療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院の開設者が、当該病院の一般病床、療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟を平成24年3月31日までの間に転換を行って介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る食堂の面積は、入所者1人当たり1平方メートル以上であればよいこととした。(基準省令附則第15条第2項)

(10) (略)

4 経過措置

(1)～(5) (略)

(6) 療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院の開設者が、当該病院の療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟の転換を行って介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る療養室の床面積は、平成24年3月31日までの間は、入所者1人当たり6.4平方メートル以上であればよいこととした。(基準省令附則第13条)

(9) 一般病床又は療養病床を有する診療所の開設者が、当該診療所の一般病床又は療養病床を平成24年3月31日までの間に転換を行って介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る機能訓練室及び食堂の面積は、次の①又は②に掲げるいずれかに適合するものであればよいこととした。(基準省令附則第16条)

① 機能訓練室及び食堂の面積は、それぞれ必要な広さを有するものとし、合計して入所者1人当たり3平方メートル以上とすること。ただし、この場合にあつては、機能訓練又は食事の提供に支障がない広さを確保し、当該機能訓練を行うために必要な器械・器具を備えること

② 機能訓練室の面積は、40平方メートル以上とし、食堂の面積は、入所者1人当たり1平方メートル以上とすること。また、当該機能訓練を行うために必要な器械・器具を備えること。なお、当該転換を行って開設する介護老人保健施設がサテライト型小規模介護老人保健施設の場合にあつては、機能訓練室は、本体施設における機能訓練室を利用すれば足りること。

(10) 一般病床、療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の転換を行って介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る療養室に隣接する廊下の幅は、内法による測定で、1.2メートル以上(ただし、両側に療養室等又はエレベーター室がある廊下の幅は、内法による測定で、1.6メートル以上)であればよいこととした。なお、廊下の幅は、壁から測定した幅でよいこと。(基準省令附則第17条)

(7) 療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院の開設者が、当該病院の療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟の転換を行って介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る療養室に隣接する廊下の幅は、内法による測定で、1.2メートル以上(ただし、両側に居室がある廊下の幅は、内法による測定で、1.6メートル以上)であればよいこととした。(基準省令附則第14条)

- 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成18年3月31日老計発 0331004 号、老振発 0331004 号、老老発 0331017 号 厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長連名通知）（抄）

改 正 後	改 正 前
第3 地域密着型サービス 六 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 3 設備に関する基準(基準第132条) (1)～(3) (略) (4) <u>療養病床転換による基準の緩和</u> <u>療養病床転換による設備に関する基準については、以下の基準の緩和を行うこととするので留意すること。</u> ① <u>病院の療養病床転換による食堂及び機能訓練室に関する基準の緩和</u> <u>一般病床、療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟を有する病院の一般病床、療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟を平成24年3月31日までの間に転換し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂の面積は、入所者1人当たり1平方メートル以上を有し、機能訓練室の面積は、40平方メートル以上であればよいこととする。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができるものとする。(附則第14条)</u> ② <u>診療所の療養病床転換による食堂及び機能訓練室に関する基準の緩和</u> <u>一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を平成24年3月31日までの間に転換し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、次の基準のいずれかに適合するものであればよいこととする。(附則第15条)</u> 一 <u>食堂及び機能訓練室の面積は、それぞれ必要な広さを有するものとし、合計して入所者1人当たり3平方メートル以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。</u>	第3 地域密着型サービス 六 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 3 設備に関する基準(基準第132条) (1)～(3) (略)

二 食堂の面積は、入所者1人当たり1平方メートル以上を有し、機能訓練室の面積は、40平方メートル以上を有すること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。

③ 病院及び診療所の療養病床転換による廊下幅に関する基準の緩和
一般病床、療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟を有する病院の一般病床、療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を平成24年3月31日までの間に転換し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る廊下の幅については、内法による測定で、1.2メートル以上であればよいこととする。ただし、中廊下の幅は、内法による測定で、1.6メートル以上であればよいこととする。なお、廊下の幅は、壁から測定した幅でよいこととする。（附則第16条）

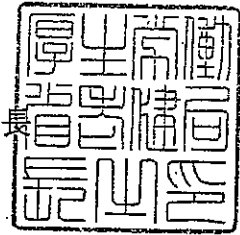


老発第0531006号

平成19年5月31日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省老健局長



「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について」の
一部改正について

療養病床の再編成にあたっては、病床の円滑な転換を図るための転換支援措置等を講ずることとしており、今般、療養病床等を有する病院及び診療所から転換した特別養護老人ホームに係る設備基準の緩和を行うこととする「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第46号）の一部改正にあわせ、「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について」の一部を別紙のとおり改正し、同日より適用することとしたので、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知を図られたい。

○ 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について（平成12年3月17日老発第214号、厚生省老人保健福祉局長通知）（抄）

改 正 後	改 正 前
第2 設備に関する事項 1 設備の基準（基準第11条） (1)～(11)（略） (12) 廊下の幅は、内法によるものとし、<u>手すりから測定することとする。</u> なお、廊下の幅に関する測定方法についてはこれまで明確化されていなかったことから、平成14年改正省令の施行の際現に存する廊下についてまで当てはめる趣旨ではない。 (13) <u>経過措置等（基準附則第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条）</u> 設備の基準については、以下の経過措置等が設けられているので留意すること。 ①～④（略） ⑤ <u>病院の療養病床転換による食堂及び機能訓練室に関する基準の緩和</u> <u>一般病床、療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟を有する病院の一般病床、療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟を平成24年3月31日までの間に転換し、特別養護老人ホームを開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂の面積は、入所者1人当たり1平方メートル以上を有し、機能訓練室の面積は、40平方メートル以上であればよいこととする。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができるものとする。（附則第6条）</u> ⑥ <u>診療所の療養病床転換による食堂及び機能訓練室に関する基準の緩和</u> <u>一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を平成24年3月31日までの間に転換し、特別養護老人ホームを開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、次の基準のいずれかに適合するものであればよいこととする。（附則第7条）</u> <u>一 食堂及び機能訓練室の面積は、それぞれ必要な広さを有するも</u>	第2 設備に関する事項 1 設備の基準（基準第11条） (1)～(11)（略） (12) 廊下の幅は、内法によるものとし、<u>手すりを含むものである。</u>なお、廊下の幅に関する測定方法についてはこれまで明確化されていなかったことから、平成14年改正省令の施行の際現に存する廊下についてまで当てはめる趣旨ではない。 (13) 経過措置（基準附則第2条、第3条、第4条） 設備の基準については、以下の経過措置が設けられているので留意すること。 ①～④（略）

のとし、合計して入所者1人当たり3平方メートル以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。

二 食堂の面積は、入所者1人当たり1平方メートル以上を有し、機能訓練室の面積は、40平方メートル以上を有すること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。

⑦ 病院及び診療所の療養病床転換による廊下幅に関する基準の緩和一般病床、療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟を有する病院の一般病床、療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を平成24年3月31日までの間に転換し、特別養護老人ホームを開設しようとする場合において、当該転換に係る廊下の幅については、内法による測定で、1.2メートル以上であればよいこととする。ただし、中廊下の幅は、内法による測定で、1.6メートル以上であればよいこととする。なお、廊下の幅は、壁から測定した幅でよいこととする。（附則第8条）

第5 ユニット型特別養護老人ホーム

4 設備の基準（基準第35条）

(10) 廊下（第6項第1号）

ユニット型特別養護老人ホームにあつては、多数の入居者や職員が日常的に一度に移動することはないことから、廊下の幅の一律の規制を緩和する。

ここでいう「廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、職員等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合」とは、アルコーブを設けることなどにより、入居者、職員等がすれ違う際にも支障が生じない場合を想定している。

このほか、ユニット型特別養護老人ホームの廊下の幅については、第2の1の(5)及び療養病床等を有する病院等の療養病床等を平成24年3月31日までの間に転換する場合は、第2の1の(13)の⑦を準用する。この場合において、第2の1の(5)中「静養室」とあるのは「共同生活室」と読み替えるものとする。

第7 地域密着型特別養護老人ホーム

第5 ユニット型特別養護老人ホーム

4 設備の基準（基準第35条）

(10) 廊下（第6項第1号）

ユニット型特別養護老人ホームにあつては、多数の入居者や職員が日常的に一度に移動することはないことから、廊下の幅の一律の規制を緩和する。

ここでいう「廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、職員等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合」とは、アルコーブを設けることなどにより、入居者、職員等がすれ違う際にも支障が生じない場合を想定している。

このほか、ユニット型特別養護老人ホームの廊下の幅については、第2の1の(5)を準用する。この場合において、第2の1の(5)中「静養室」とあるのは「共同生活室」と読み替えるものとする。

第7 地域密着型特別養護老人ホーム

2 設備の基準（基準第55条）

(1) 基準第55条第6項第1号は、地域密着型特別養護老人ホームにあっては入所者や職員が少数であることから、廊下幅の一律の規制を緩和したものである。

ここでいう「廊下の一部の幅を拡張すること等により、入所者、職員等の円滑な往来に支障が生じないと認められるとき」とは、アルコーブを設けることなどにより、入所者、職員等がすれ違う際にも支障が生じない場合を想定している。

また、「これによらないことができる。」とは、建築基準法等他の法令の基準を満たす範囲内である必要がある。

このほか、地域密着型特別養護老人ホームの廊下の幅については、第2の1の(5)及び療養病床等を有する病院等の療養病床等を平成24年3月31日までの間に転換する場合は、第2の1の(13)の⑦を準用する。

(2) 基準第55条第7項で定める「密接な連携を確保できる範囲内」とは、通常の交通手段を利用して、おおむね15分以内で移動できることを目安とする。

(3) 療養病床等を有する病院等の療養病床等を平成24年3月31日までの間に転換する場合における食堂及び機能訓練室については、第2の1の(13)の⑤及び第2の1の(13)の⑥を準用する。

(4) 地域密着型特別養護老人ホームにおける設備の基準については、前記の(1)から(3)によるほか、第2の1（(5)及び(13)を除く。）を準用する。この場合において、第2の1中「第11条」とあるのは「第55条」と読み替えるものとする。

2 設備の基準（基準第55条）

(1) 基準第55条第6項第1号は、地域密着型特別養護老人ホームにあっては入所者や職員が少数であることから、廊下幅の一律の規制を緩和したものである。

ここでいう「廊下の一部の幅を拡張すること等により、入所者、職員等の円滑な往来に支障が生じないと認められるとき」とは、アルコーブを設けることなどにより、入所者、職員等がすれ違う際にも支障が生じない場合を想定している。

また、「これによらないことができる。」とは、建築基準法等他の法令の基準を満たす範囲内である必要がある。

このほか、地域密着型特別養護老人ホームの廊下の幅については、第2の1の(4)を準用する。

(2) 基準第55条第7項で定める「密接な連携を確保できる範囲内」とは、通常の交通手段を利用して、おおむね15分以内で移動できることを目安とする。

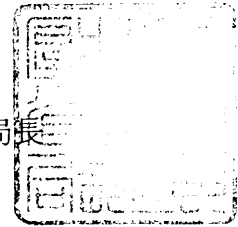
(3) 地域密着型特別養護老人ホームにおける設備の基準については、前記の(1)及び(2)によるほか、第2の1（(5)及び(13)を除く。）を準用する。この場合において、第2の1中「第11条」とあるのは「第55条」と読み替えるものとする。



医政発第0531004号
平成19年5月31日

社団法人日本医師会会長 殿

厚生労働省医政局長



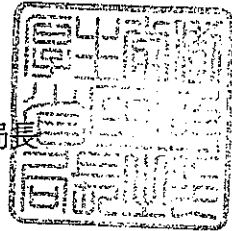
病床の転換に伴う病院又は診療所と介護老人保健施設等との併設について

標記について、別添のとおり、各都道府県知事宛に通知を発出いたしましたので、貴職におかれましても、当該通知の内容について了知いただきますとともに、管下会員に広く周知いただきますようお願い申し上げます。

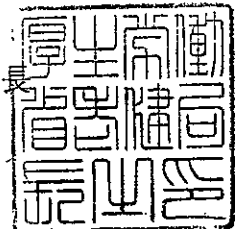
医政発第0531003号
老 発第0531001号
平成19年5月31日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長



厚生労働省老健局長



病床の転換に伴う病院又は診療所と介護老人保健施設等との併設について

病院又は診療所と介護老人保健施設又は特別養護老人ホームとの併設については、「病院又は診療所と老人保健施設又は特別養護老人ホームを併設する場合等における医療法上の取扱いについて」(昭和63年1月20日付け健政発第23号厚生省健康政策局長通知)及び「病院又は診療所と老人保健施設又は特別養護老人ホームを併設する場合等における運用上の留意点について」(平成8年3月4日付け厚生省健康政策局総務課長通知)により取り扱っているところであるが、病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は診療所の一般病床若しくは療養病床を、介護老人保健施設、特別養護老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設(以下「介護老人保健施設等」という。)に転換(以下「病床の転換」という。)する場合においては、下記のように運用して差し支えない。

記

1 介護老人保健施設等の範囲について

介護老人保健施設等とは、介護老人保健施設、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、短期入所生活介護事業所、高齢者専用賃貸住宅及び生活支援ハウスとすること。

2 病床の転換に伴う病院又は診療所と介護老人保健施設等との併設について

病床の転換に伴い病院又は診療所と介護老人保健施設等とを併設する場合には、患者等に対する治療、介護その他のサービスに支障がないよう、表示等により病院又は診療所と介護老人保健施設等の区分を可能な限り明確にすること。

3 2の場合における病院又は診療所に係る施設及び構造設備と介護老人保健施設等に係る施設及び設備との共用について

(1) 2の場合における病院又は診療所に係る施設及び構造設備と介護老人保健施設等に係る施設及び設備は、それぞれの基準を満たし、かつ、各施設等の患者等に対する治療、介護その他のサービスに支障がない場合に限り、共用が認められること。ただし、この場合にあっては、各施設等を管理する者については明確にしなければならず、また、次に掲げる施設等の共用は、認められないこと。

- ・病院又は診療所の病室と介護老人保健施設等の療養室又は居室
- ・病院又は診療所の診察室と特別養護老人ホームの医務室

(2) (1) の判断に当たっては、共用を予定する施設についての利用計画等を提出させるなどにより、十分に精査すること。

(3) 共用を予定する病院又は診療所に係る施設及び構造設備に対して医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第27条の規定に基づく、使用前検査、使用許可を行うに当たっては、共用することによって法に定める基準を下回ることのないよう十分に注意すること。

(4) 現に存する病院又は診療所に係る施設及び構造設備を介護老人保健施設等に係る施設及び設備と共用する場合には、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第1条第3項に定める事項については変更の許可、同条第4項に定める事項については変更の届出を要すること。

事 務 連 絡
平成19年5月31日

各都道府県介護保険主管部（局）

厚生労働省老健局老人保健課

「療養病床転換支援策（施設基準に係る経過措置等）等関係Q & A」の送付について

介護保険行政の推進につきましては、日頃から御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

このたび、「療養病床転換支援策（施設基準に係る経過措置等）等関係Q & A」を作成いたしましたので送付いたします。各自治体におかれましては、これらを参照のうえ、事務を進めていただきますようお願いいたします。

照会先 厚生労働省老健局老人保健課 企画法令係 TEL 03-5253-1111 (3949)
--

【療養病床を介護老人保健施設等に転換する場合の施設基準等に係る経過措置関係】

問 1 療養病床等を転換して介護老人保健施設を開設する際における療養室の面積に係る経過措置の適用範囲如何。例えば、転換の際に増築した療養室についてもこの経過措置は適用されるのか。

(答)

- 1 療養病床から介護老人保健施設等への転換を促進する観点から、当該転換を行う場合に限り、介護老人保健施設等の施設基準等を緩和する経過措置を設けた。
- 2 療養病床等を介護老人保健施設に転換する場合の療養室の面積に係る経過措置の対象は、
 - ① 転換の際に、療養病床の病室をそのまま介護老人保健施設の療養室とした場合に加え、
 - ② 転換の際に、増築を行い療養室を設置した場合（サテライト型小規模介護老人保健施設を設置した場合を含む。）や、
 - ③ 転換の際に、改築を行い療養室を設置した場合（建物を建て替えた場合を含む。）も含まれるものである（別紙 1 参照）。
- 3 なお、療養室の面積に係る経過措置は平成 24 年 3 月 31 日までの措置であり、平成 24 年 4 月 1 日以降は、療養室の面積は 1 人当たり 8 m²以上を満たす必要がある。
- 4 また、機能訓練室、食堂及び廊下幅に係る経過措置についても、平成 24 年 3 月 31 日までに転換を行い改築・増築した場合には、同様の考え方により経過措置を認めるものであるが、本経過措置は、平成 24 年 4 月 1 日以降も引き続き適用されるものである。

問2 療養病床等を転換して介護老人保健施設を開設した後、更なる増築又は改築を行い設けた療養室についても、平成24年3月31日までであれば、一人当たりの面積は6.4平方メートルでよい。

(答)

- 1 転換後の再増築又は再改築については、本経過措置は適用せず、療養室の面積は1人当たり8㎡を満たす必要がある。

問3 療養病床等を有する診療所から転換した介護老人保健施設等に係る食堂・機能訓練室の面積基準の経過措置は、2類型用意されたがその趣旨如何。

(答)

1 療養病床等を有する診療所（19床以下）から転換した介護老人保健施設又は介護老人福祉施設に係る食堂・機能訓練室の面積基準においては、

- ① 「食堂＋機能訓練室の面積基準は1人当たり3㎡以上」
 - ② 「機能訓練室が40㎡以上及び食堂が1人当たり1㎡以上」
- の2類型の経過措置を設けた。

2 診療所は19床以下という施設規模から、介護老人保健施設等に転換する場合、

- ① 基本的には「食堂＋機能訓練室の面積基準は1人当たり3㎡以上」を選択することが想定されるが、
- ② 転換の際に改築・増築等を行い、入所定員数を増やす場合等にも転換を円滑に進められるよう、「機能訓練室が40㎡以上（食堂が1人当たり1㎡以上）」であってもよいこととした（別紙2参照）。

問 4 今般、「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について」（平成 12 年老企第 44 号）の一部が改正され、療養病床等の転換によりサテライト型小規模介護老人保健施設を開設した場合、「機能訓練室は、本体施設における機能訓練室を利用すれば足りること」とされたが、その趣旨如何。

(答)

- 1 療養病床の再編成を進める観点から、療養病床等の転換により開設されたサテライト型小規模介護老人保健施設における機能訓練室については、本体施設の機能訓練室と共用することで差し支えないとした。
- 2 具体的には、本体施設の機能訓練室の面積が
 - ① 本体施設の基準上必要な面積と、
 - ② サテライト型小規模介護老人保健施設の基準上必要な面積の合計を上回っている場合に、機能訓練室の共用を認めるものである。
- 3 また、本体施設の機能訓練室の面積が、
 - ① 本体施設の基準上必要な面積と、
 - ② サテライト型小規模介護老人保健施設の基準上必要な面積の合計を上回っていない場合であっても、本体施設の入所者とサテライト型小規模介護老人保健施設の入所者の使用時間を分ける（午前は本体施設、午後はサテライト型小規模介護老人保健施設が使用する等）ことにより、機能訓練室の共用を認めるものである。

問5 療養病床の廊下幅の基準では、壁から内法によるものとしているのに対し、介護老人保健施設の廊下幅の基準では、壁からではなく手すりから内法によるものとしているところ。療養病床から介護老人保健施設に転換する際には緩和措置はないのか。

(答)

- 1 療養病床と介護老人保健施設における廊下幅の測定方法の違いを踏まえ、今般、療養病床等の転換により開設された介護老人保健施設に係る廊下幅にあっては、転換を円滑に進める観点から、壁から内法により測定した幅でよいこととする。
- 2 ただし、その場合であっても、手すりは設けなければならない。

【「病床の転換に伴う病院又は診療所と介護老人保健施設等との併設について」関係】

問6 病床の転換に伴い、病院又は診療所と介護老人保健施設等が併設する場合には、その施設や設備について共用が広く認められる旨の通知が出されたが、建物内の出入り口や廊下幅、エレベーター等の共用も認められるか。

(答)

- 1 今般、「病床の転換に伴う病院又は診療所と介護老人保健施設等との併設について」(医政発第 0531003 号・老発第 0531001 号)により、病床の転換に伴い病院又は診療所と介護老人保健施設等が併設する場合については、病院又は診療所の病室と介護老人保健施設等の療養室を除き、施設及び設備の共用を認めることとしたところであり、病院又は診療所と介護老人保健施設等が共存する建物であっても、階段、エレベーター、出入り口等の共用についても認められることとした。
- 2 この場合、例えば、機能訓練室の利用に際しては、時間帯を分けてサービス提供を行う等、病院又は診療所の患者と介護老人保健施設等の入所者の処遇に支障がないように取り扱わなければならない、渾然一体としたサービス提供は認められない。

問7 病床の転換に伴い、病院又は診療所と介護老人保健施設等が併設する場合には、その施設や設備について共用が広く認められる旨の通知が出されたが、当該通知中の「表示等により病院又は診療所と介護老人保健施設等の区分を可能な限り明確にすること」の趣旨如何。

(答)

1 「表示等により病院又は診療所と介護老人保健施設等の区分を可能な限り明確にすること」の趣旨は、例えば、

① 共用が認められない病院又は診療所の病室と介護老人保健施設等の療養室又は居室については、

- ・ 表示等により、病院又は診療所のものであるのか、介護老人保健施設等のものであるのかの区分を明確にするとともに、
- ・ 病院又は診療所の病室と介護老人保健施設等の療養室又は居室を交互に配置するのではなく、それぞれを可能な限り集合させることとし、

② 共用が認められる機能訓練室や食堂においては、それぞれの利用時間帯を表示すること

などにより、病院又は診療所の患者と介護老人保健施設等の入所者に対し、渾然一体としたサービス提供が行われることのないようにする趣旨である。

2 したがって、本通知で認められる施設等の共用を妨げるものではなく、例えば、階段、エレベーター、廊下等を共用することとした場合、病院又は診療所の患者と介護老人保健施設等の入所者が常に共用するものであることから、こうした施設等については、必ずしも表示により病院又は診療所と介護老人保健施設の区分を明確にすることまでは求められない。

【その他関係】

問 8 居宅サービス計画を新規に作成する場合等、作成文書に関し、利用者又はその家族に対して説明し同意をとることを、算定要件として定めているものについては、利用者の家族に対してのみ説明し、同意をとることで足りると解してよいか。

(答)

居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得る必要があることとされているが、介護保険制度の基本的な考え方は、「本人の選択を基本に、それを専門家が支える」ものであり、本人の同意が望ましいものと考えている。

療養病床を老健施設へ転換した場合の経過措置の適用について

① 転換により病室を療養室とした場合

○ 老健施設への転換に際し、病室をそのまま老健施設の療養室とした場合、転換する部分について経過措置を適用。

療養病床
60床

転換

転換老健
45人

② 転換の際に老健を増築した場合

○ 老健施設への転換に際し、療養室を増築した場合、増築した部分についても経過措置を適用

療養病床
60床

転換

転換老健
45人

老健(新築分)
15人

③ 転換の際に改築した場合

○ 老健施設への転換に際し、建物を新たに建て替えた場合、改築した部分についても経過措置を適用。

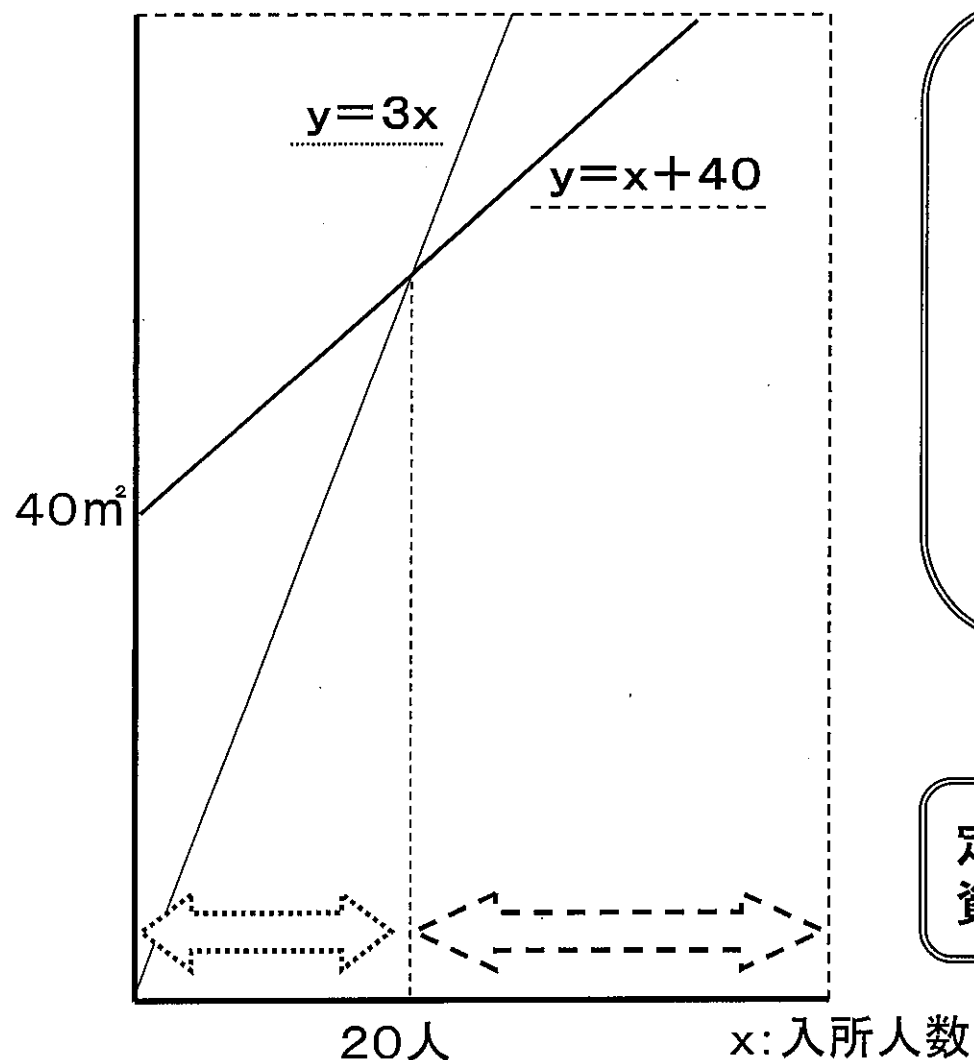
~~療養病床
60床~~

建替

老健
60人

療養病床を有する診療所を老健施設に転換する場合の
食堂・機能訓練室の面積基準の経過措置について

y: 面積 (m^2)

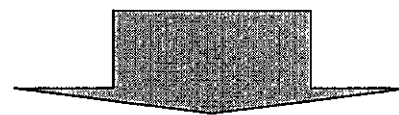


○ 「食堂＋機能訓練室の面積基準は3 m^2 ／人以上」の場合は「 $y=3x$ 」と考える。

→ 定員規模20人より小さな施設への
転換に有利。

○ 「機能訓練室が40 m^2 以上＋食堂が1 m^2 ／人以上」の場合は「 $y=x+40$ 」と考える。

→ 定員規模20人より大きな施設への
転換に有利。



定員規模に合わせて、より円滑な運営に
資する面積基準を選択することが可能。